

公園墓地募集区画

(1) 区画数 2 3 区画 (2 等区 2 区画、 4 等区 2 1 区画)

区分	区画番号	面積	使 用 料	緑地加算	管理料 (年額)	過去の使用許可期間
2等区	047	9. 0㎡	2, 550, 430円	なし	9, 000円	平成28年12月22日から 平成31年3月21日
2等区	048	9. 0㎡	2, 779, 968円	あり	9, 000円	昭和45年8月15日から 令和3年5月18日
4等区	026	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和44年5月16日から 令和4年11月29日
4等区	027	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和44年8月14日から 令和3年9月16日
4等区	037	4. 0㎡	1, 054, 555円	あり	4, 000円	平成28年12月28日から 令和5年3月17日
4等区	050	4. 0㎡	1, 054, 555円	あり	4, 000円	昭和44年4月2日から 令和5年3月31日
4等区	076	4. 0㎡	1, 085, 270円	あり	4, 000円	昭和43年10月4日から 平成28年12月22日
4等区	128	4. 0㎡	1, 115, 985円	あり	4, 000円	昭和43年9月28日から 令和6年2月22日
4等区	130	4. 0㎡	1, 115, 985円	あり	4, 000円	昭和43年9月28日から 令和6年2月22日
4等区	162	4. 0㎡	1, 054, 555円	あり	4, 000円	昭和43年9月7日から 令和5年5月15日
4等区	165	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和44年1月20日から 令和5年5月23日
4等区	255	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和40年3月1日から 令和3年3月15日
4等区	513	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和43年8月7日から 令和3年12月21日
4等区	632	4. 0㎡	1, 115, 985円	あり	4, 000円	昭和51年2月23日から 令和5年10月17日
4等区	720	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和61年9月2日から 令和2年9月23日
4等区	722	4. 0㎡	1, 054, 555円	あり	4, 000円	昭和61年8月23日から 令和3年12月15日
4等区	728	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和61年8月11日から 平成29年4月10日
4等区	739	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和61年8月28日から 平成28年12月20日
4等区	742	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和61年9月1日から 令和3年9月22日
4等区	747	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和61年8月27日から 令和元年6月14日
4等区	755	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和61年10月9日から 令和2年12月28日
4等区	759	4. 0㎡	1, 023, 840円	なし	4, 000円	昭和61年8月30日から 令和5年3月15日
4等区	778	4. 0㎡	1, 054, 555円	あり	4, 000円	令和3年1月1日から 令和7年3月14日

※注 意

- ①使用料及び管理料は、大阪狭山市公園墓地条例第 8 条のとおりです。
- ②墓地の管理料は、使用許可日で異なりますので、申請の時に問い合わせください。
- ③管理料は霊園内の通路及び緑地等の掃除料であり、個人の区画内の掃除料は含まれません。
- ④希望される区画については必ず現地を確認してください。(区画内に目地(モルタル)等が残っている場合がありますが使用料と管理料の減額はありませぬ。)

※備 考

- ①今回募集する区画は、過去に使用者を決定し、墓地として使用されたものを、使用者から返還を受けて再整備し、再度墓地として使用していただくものです。
- ②当該区画が緑地に面している場合、同一区分で使用料に追加費用が生じることがあります。